

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁伊丹市福祉事務所長が生活保護法（以下、「法」という。）第78条を適用して行った令和2年9月16日付け不正受給期間（令和2年3月1日から同月31日まで）の不正受給額13,600円を徴収する旨の決定（以下、「本件処分」という。）

2 審査請求

審査請求人は、令和2年11月16日に本件処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 処分庁は、令和2年3月1日から同月31日の就労収入の届けを怠っていたと主張するが、収入を受けたにも関わらず、報告しないまま2か月を超えると不正受給とみなされることを、審査請求人はこの件が起こるまで聞かされておらず、知らなかった。

審査請求人は、同年7月15日に就労収入の報告をした。同年10月29日に伊丹市から受け取った不正受給防止の取り組みについてのお知らせにも、2か月以内に報告しなければならないことは記載がない。

(2か月以内に報告しなければいけないことは、) 知らなかったこと、知らされていなかったことで、その後正しく申告をしているにも関わらず、不正受給と判断することは間違っている。

(2) 給料を得た令和2年3月末ころから、政府によって外出を避けるように言われ始め、同年4月から本格的な自粛が始まった。市役所の訪問も自粛されていたので、政府の呼びかけ通りに自粛のために市役所に行くことを自粛した。その結果、市役所に報告に行ったのが7月となった。政府による自粛の呼びかけがあったのに、その期間が遅れとみなされるとは思っていなかった。

(3) 審査請求人にはADHDの障害があり、①人の言っていることが理解しにくい、②文章が理解しにくい、③提出物が苦手であり、いつもどんな提出物も市役所に行き、聞きながらでないといけないためいつもそうしていたし、担当の職員にもそのことはいつも話しており、理解していただいていると思っていた。障害3級である。

なので、令和2年9月24日に担当職員に電話した時、「郵送で送る方法もありましたよ。皆さんそうしていましたよ。」と言われたときはショックであり、私のことを全く理解されておらず、障害に対しての配慮が全くないと感じた。主治医からの意見書も審査請求書に添付する。

(4) 令和2年9月24日に、伊丹市の生活支援課に電話したとき、職員から「7月15日に生活支援課窓口に提出した時にも、バイト代が不正受給となることは説明しました」と言われたが、審査請求人はこれを理解できなかった。だから、職員から最後に「わかりましたか?」と聞かれたときも、審査請求人は「よくわかりません。」と言った記憶がある。同年9月に不正受給決定の通知が届いたとき始めて、不正受給と判断されたことがわかりショックを受けた。

(5) 昨年、不正受給の認定があったことと、今回の件は全く違う。

昨年の件は年末調整との照らし合わせで、金額の相違が発覚したことによる。2019年7月に退職した会社の、2018年度の源泉徴収票と私が毎月市役所に提出していた支払い明細、交通費等との差が13,000円ほどあったが、当時会社の会計を担当されていた方も退職しており、なぜ違いが出たのか調べようがなく、会社にもこれ以上迷惑をかけてしまうのが心苦しかったため、毎月1,000円ずつの分割で払うことで解決するなら仕方ないと思い受け入れただけである。

(6) 今回の申告時期が遅れたことが法第78条の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たことになるのか疑問である。緊急事態宣言による自粛がなく、今までどおり申告したのなら返還の必要のない金額である。発達障害ながらも一歩ずつ自立に向けた努力をしている中で「不正受給」のレッテルを張られることには納得できない。法第61条の「すみやかに・・・届けなければならない」を柔軟に解釈すべきである。

(7) 本件処分によって、審査請求人は就労収入に対する侵害と障がい者の自立の意欲を侵害されることになった。

よって、本件処分の取り消しを求める。

2 処分庁の主張

(1) 法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。

同条の規定については、令和元年6月25日付けで「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」、同年12月16日付けで「生活保護法第27条の規定による指示書」、及び令和2年6月24日付けで「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」において、審査請求人に周知している。そのため、審査請求人は、令和2年3月18日、同月26日に就労収入を受けた旨を速やかに、伊丹市福祉事務所に届け出なければならないところ、同年7月15日まで申告を行わなかったことは、法第61条に規定されている審査請求人の義務を怠ったといえる。

新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、政府や公的機関等による外出の自粛の促し

があったにせよ、申告は郵送や電話等による外出を行わない方法をとることも可能であった。

したがって、本件処分には違法又は不当な点はない。

(2) なお、本件処分に至るまでの経緯は、下記のとおりである。

- ① 平成14年3月19日に、処分庁は、審査請求人から生活保護申請を受理した（弁明書添付資料1）。
- ② 令和元年6月25日、審査請求人に対して「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」、「収入申告書（平成31（2019）年度申告用）」、「未申告分収入申告用紙（平成31（2019）年度申告用）」を送付した（弁明書添付資料3）。
- ③ 令和元年12月16日、審査請求人が令和元年の就労収入の過少申告を行ったため、ケース検討会議の結果、過少申告の取扱いに関する指示書を発行することを決定した。内容には、法第61条の規定を明記したうえで、同日付けで「生活保護法第27条の規定による指示書」を審査請求人に送付した（弁明書添付資料2）。
- ④ 令和2年6月24日、審査請求人に対して「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」、「収入申告書（令和2（2020）年度申告用）」、「未申告分収入申告用紙（令和2（2020）年度申告用）」を送付した（弁明書添付資料4）。
- ⑤ 令和2年7月15日、審査請求人から「未申告分収入申告用紙（令和2年（2020）年度申告用）」と併せて、令和2年3月18日、同月26日に就労収入が発生していた旨の申告がなされた（弁明書添付資料5）。
- ⑥ 令和2年9月7日、ケース検討会議にて、審査請求人より申告のあった令和2年3月18日、同月26日の就労収入13,600円について検討を行った。

令和2年3月18日、同月26日の就労収入いずれについても、収入増の事実が明らかになった同年7月15日（申告時点）においては3か月を超えているところ、生活保護問答集「問13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」の「3 収入の増減が明らかになった場合の取扱い」に該当するため、扶助費の調整を行うことは妥当でないと判断した。

次に、生活保護問答集「問13-1 不当受給にかかる保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」では、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかった」場合は、法第78条によることが妥当とされているところ、本件は、届出を怠り申告の遅延によるものであるため、これに該当するので、法第78条に基づき徴収することと判断した。

なお、法第78条に基づく徴収金においては、必要最小限の実費を除き全て収入額としてとらえて返還させることとしているため、就労収入の合計13,600円について全額を対象とすることとした（以上について、弁明書添付資料6）。

- ⑦ 令和2年9月9日、審査請求人により申告のあった同年3月18日、同月26日の就労収入の合計13,600円について、法第78条に基づく徴収決定を行った（弁明書添付資料7）。
- ⑧ 令和2年9月16日、⑦に関する法78条の適用通知書を審査請求人に送付した（弁

明書添付資料8)。

⑨ 令和2年9月18日、⑦に関する納入通知書を審査請求人宛に送付した。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

令和2年3月18日、同月26日の就労収入が、審査請求人に発生していること、同年7月15日にその旨の収入申告があったことについては、審査請求人からも申告があるし（弁明書添付資料5）、処分庁もことさら争わないので、争いないものと判断する。

審査請求人、処分庁双方から提出された資料等により認定できる事実は、以下のとおりである。

(1) 令和元年6月25日付けで、「保護を受給されている方は収入があれば届け出なければならない」「収入があった場合には、必ず申告を行ってください。」「正しく届け出いただければ、就労収入に対しては基礎控除が適用され、金額に応じて収入の一部を認定しない（生活保護費から差し引かない）取り扱いがされますが、届け出がなかった場合には適用されません。」「収入の申告漏れを防ぐため、福祉事務所では毎年課税調査を行っています」などと記載された「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」と題する書類（重要部分については、太字ないしは下線、あるいはその両方が表示されたもの）が、「収入申告書」の定型用紙と同時に、審査請求人に送付されている（弁明書添付資料3）。

また、給与等の入金審査請求人の通常貯金口座にあった令和2年3月の後の同年6月24日付けで、前記と同様の内容の記載がある「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」と題する書類、「収入申告書」の定型用紙が、審査請求人に送付されている。この収入申告書の提出期限は、令和2年7月31日とされていた（弁明書添付資料4）。

(2) 「平成30年4月から株式会社△での就労収入の申告をしていましたが、平成30年中の収入として会社からの課税額とで誤差があり、過少申告となって」おり、「被保護者は、収入・・・その他の生計の状況について変動があったとき、・・・は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定する法第61条の規定に違反しているとして、伊丹市福祉事務所長は、審査請求人に対し、令和元年12月16日付けで、「生活保護法第27条の規定による指示書」を発行して、審査請求人に交付している（弁明書添付資料2、同資料9）。

(3) 令和2年3月18日に、審査請求人名義の口座に、株式会社○から給与6,300円、交通費500円の合計6,800円が、同月26日に、審査請求人名義の口座に、株式会社○から給与6,300円、交通費500円の合計6,800円が、それぞれ振り込まれた。

審査請求人は、資産申告書の申告に際し、令和2年7月15日付けで、上記収入を、任意に福祉事務所に届け出た（弁明書添付資料5、同資料9）。

なお、このとき、○（自営業）の手伝いを行い、同年5月25日に、26,000円（交通費6,000円）の入金があったことも申告している（弁明書添付資料9）。

- (4) 政府は、新型コロナウイルスの感染が拡大したことから、令和2年4月7日から同年5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域とした。さらに、同年5月4日には、措置期間を同月31日まで延長した。

その後、感染の減少がみられ、同月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、同月21日にはさらに兵庫県、大阪府、京都府、同月25日には残る東京都をはじめとする5都道県で実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定を行った。

当時は、手洗い、消毒の励行、外出自粛や、3密（密閉、密集、密接）回避など「新しい生活様式」への取り組みが始まり、感染防止のため、不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動、夜の繁華街の接待を伴う飲食店やカラオケの利用、3密の懸念のある集会、イベントへの参加の自粛などが呼びかけられていた（公知の事実）。

- (5) 審査請求人が就労して、給与を受けた前後の処分庁の担当者とのやりとりは、以下のとおりである（弁明書添付資料9）。

- ① 令和元年11月1日、伊丹社会福祉事務所長が、生活保護法第29条に基づく給与調査に基づいて株式会社△から書類を受領したところ、審査請求人が申告した出勤簿と給与額とに差異があることを確認し、詳細の確認を行った。同年12月6日には、審査請求人から通帳の写しの提出を受け、これを確認したが、前記29条調査で会社が申告した金額と審査請求人が出勤簿を添付して収入申告した額が一致しなかった。会社の申告額が違う可能性も指摘したが、審査請求人が、急に退職して会社に迷惑をかけたので、会社には連絡をしないで欲しい、差額分13,500円は支払うと述べたので、手続きを進めることとし、同月16日には、前記(2)の手続きがとられた。

- ② 令和2年1月8日、審査請求人宅を家庭訪問したところ、長女が教員試験に合格して落ち着いたので、就労を前向きに考える、精神科の受診はできていないが、精神的には安定しているなどの状況を聞き取った。

- ③ 令和2年2月6日、審査請求人宅を家庭訪問し、①の13,500円を法第78条の徴収金として、3月から分割支払いしてもらうことの詳細を得て、その旨の書類に署名、捺印をもらった。

- ④ 令和2年4月10日、審査請求人より、平成28年4月1日付で世帯分離をしている長女が○に転出したと報告を受け、転出の確認を行った。

- ⑤ 令和2年7月2日、審査請求人宅を家庭訪問したところ、長女の進路が決まり落ち着いたので、就労については求人情報を携帯で確認し、前向きに考えているが、年末に○の眼科で手術をするので、躊躇いはある。精神科の受診はできていないが、精神的には安定しているなどの状況を聞き取った。

- (6) 審査請求人は、令和2年11月11日当時、注意欠如他動症（AD/HD）の加療中であっ

た。同疾患は、他者の述べたことを理解できないことが多いとされ、主治医によると、以前も同様の出来事があったとされている（審査請求書添付意見書）。

3. 不正受給と認定したことの妥当性について

- (1) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定しているところ、令和2年3月18日に、給与6,800円が、同月26日に、給与6,800円が、それぞれ振り込まれたにも関わらず、同年7月15日まで、上記収入を、届け出していない。
- (2) このように、申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合、法第63条による費用の返還として取り扱う場合と法第78条による徴収として取り扱う場合が考えられるところ、生活保護問答集「問13-1 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」では、法第63条は、「実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべき」としたうえで、「②法第78条によることが妥当な場合」の例として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかった」場合を挙げている。

この点、処分庁は、審査請求人に対し、例年、「保護を受給されている方は収入があれば届け出なければならない」「収入があった場合には、必ず申告を行ってください。」などと記載された書類を送付していたことなどからすれば、届出について文書による指示をしたにもかかわらず、それに応じなかった場合にあたり、実施機関が、受給者に資力があると認識しながら扶助費を支給した場合に当たらないので、法第78条を適用すべきである。

- (3) 次に、審査請求人が令和2年7月15日付けで行った届出が、法第61条の「すみやかな」届出にあたるのであれば、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」とはいえなくなると考えるため、これが、法第61条の「すみやかな」届出にあたらないといえるか検討する。

この点、生活保護問答集「問13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」の「3 収入の増減が明らかになった場合の取扱い」には「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべき」とされている。ここでいう3か月程度とは、発見月からその前々月分までを指すとされている。また、「収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条（注：返還の免除）の適用は安易に考えるべきではない。発見月、その前月又は前々月の収入増減については・・・相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう」ともされている。

審査請求人についていうと、令和2年7月に収入が発見されているから同年5月の収入については事後調整ができるものとして取り扱われることとなるが、それ以前の未申告収入については、事後調整できないこととなる。なお、生活保護問答集は、行政実務を行うにあたって一定の指針を示したものに過ぎず、解釈に当たっては一定の裁量の余地はあるものと考ええるが、公正公平が求められる給付行政実務においては、安易に指針の例外を認めるべきではない。

したがって、生活保護問答集に反する本件については、原則として、「すみやかな」届出にあらず、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」と考えるべきである。

(4) 次に、原則としては上記のとおり考えるとしても、例外的に、収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由が認められるとして、例外を認めることができるかについて、以下、検討する。

ア まず、前記認定事実によると、審査請求人は、法29条調査で会社が申告した金額と審査請求人が出勤簿を添付して収入申告した額が一致せず、法第61条の規定に違反しているとして、令和元年12月16日付けで、「生活保護法第27条の規定による指示書」を受けているから、収入申告を怠った、ないしは誤った場合に不利益が課されることについては、十分に認識していたものといえる。

イ また、入金があった令和2年3月の後の同年6月24日付で、前年同時期と同様に、「保護を受給されている方は収入があれば届け出なければならない」「収入があった場合には、必ず申告を行ってください。」「正しく届け出ていなければ、就労収入に対しては基礎控除が適用され、金額に応じて収入の一部を認定しない（生活保護費から差し引かない）取り扱いがされますが、届け出がなかった場合には適用されません。」「収入の申告漏れを防ぐため、福祉事務所では毎年課税調査を行っています」などと記載された「課税調査の実施及び収入申告書の提出について」と題する書類が、「収入申告書」の定型用紙と同時に、審査請求人に送付されていたので、こうしたことが毎年繰り返されている点からしても、収入申告をしなければならないことは意識できたものといえるし、同年3月に受け取った給与を直ちに届け出ようと思いついた契機があったといえる。

ウ しかも、令和2年4月1日、審査請求人より処分庁に対し、平成28年4月1日付けで世帯分離をしている長女が○に転出したと報告をしているから、この機会に、収入申告を行うことも可能であった。

エ 以上の事実からすると、審査請求人は、むしろより収入申告について、高度な認識を持たなければならなかつた立場といえるし、収入申告することも十分に容易であったといえるから、収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由が認められるような事情は見当たらない。

(5) これに対し、審査請求人は、①収入を受けたにも関わらず、報告しないまま2か月を超えると不正受給とみなされることを、審査請求人はこの件が起こるまで聞かされておらず、知らなかつた、②給料を得た令和2年3月末ころから、政府によって外出を避けるように言われ始め、同年4月から本格的な自粛が始まった、③審査請求人にはADHDの障害があり、人の言っていることが理解しにくい、文章が理解しにくい、提出物が苦手であり、いつもどんな提出物も市役所に行き、聞きながらでないといけないためいつもそうしていたと主張するので、この点が、収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由となるかについて、以下検討する。

ア まず、収入申告を行う期間について、確かに、生活保護問答集を審査請求人が検討する機会はないであろうから、収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度（当月不算

入の場合、2ヶ月程度)で届けべきと、審査請求人が認識していたとは言えない。

しかしながら、審査請求人は、令和2年3月18日、同月26日に給与の入金を受けた口座から、頻繁に現金を出金しているところ(弁明書添付資料5の2枚目)、同年3月の給与の入金については認識していたといえる。給与の入金を認識しているのであれば、収入申告の期間にかかる規定を知らなかったとしても、直ちに申告をすべきであり、5か月も放置したことは、長きに過ぎる。したがって、収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由となるものではない。

イ 次に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年3月ころから政府が外出自粛などと呼び掛けていたことが認められ、同年4月には緊急事態宣言が発令された事実はあるが、伊丹市福祉事務所の窓口が閉鎖されたわけではないので、これも届出ができない理由とはならない。実際、緊急事態宣言発令直前の令和2年4月1日には、審査請求人より、長女が○に転出したと報告を受けていることから、このことは明らかである。

このように、伊丹市福祉事務所の窓口が閉鎖されていないのであれば、郵送により、届出を行うことも可能であった。少なくとも、口頭で収入があった旨の申し出をすることは、審査請求人に過度の負担をかけるものではなく(申し出をすれば、担当者に来てもらうことも可能であったものと考えられる。)、この点も収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由となるものではない。

ウ 審査請求人にはADHDの障害があるとされ、審査請求人の主治医も、審査請求人は注意欠如多動症(AD/HD)の加療中であった、同疾患は、他者の述べたことを理解できないことが多いとするが、担当者が家庭訪問した際にも、審査請求人は、精神的には安定しており、精神科の受診もしていないと述べる程度であるから、日常の生活に影響があるほどの障害と判断することはできない。

したがって、この点も収入の増減が事後になって明らかとなって3か月程度で届け出ることができなかつた特段の事由となるものではない。

エ なお、令和2年6月24日付けで、他の書類と一緒に、「収入申告書」の定型用紙が審査請求人に送付されており、この収入申告書の提出期限は、同年7月31日とされていたところ、審査請求人は、提出期限前の同月15日付けで収入申告書を提出していること、審査請求人が収入申告をしなければならない期限の終期に、未曾有の事態である緊急事態宣言が発令していたことなど、審査請求人の主張に酌むべき点がないとはいえないが、公正公平の見地から、処分庁が返還を求めるとの判断をしたとしても、裁量を逸脱したものとは言えず、やはり不当違法の問題は生じない。

オ 以上のとおりであるから、審査請求人の主張はいずれも採用することができない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和3年5月27日 諮問

令和3年7月 2日 調査審議

令和3年7月28日 審査請求人より口頭意見陳述申立書を受理

令和3年8月18日 調査審議, 審査請求人による口頭意見陳述を開催決定及び実施
令和3年10月6日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 法63条と法78条1項の適用関係について

本件の争点は、審査請求人の令和2年9月16日付け不正受給期間（令和2年3月1日から同月31日まで）の不正受給額13,600円に対し、法63条又は法78条のいずれを適用して返還を求めるべきであるかという点である。

法78条1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解される（参照、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年社援保発第0330001号）（以下「手引」という）。また、法85条1項本文は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」と定めている。

法78条1項の趣旨は、保護の不正受給を防止し、生活保護制度が悪用されることを防止しようとするにありと解される。同項が適用されると、当該不正受給額の全部が自動的に徴収される上、その4割以下の額が制裁として徴収され得ることに加え、犯罪として懲役刑を科される可能性もある。これに対し、法63条は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」の返還で足り、裁量により、当該未申告分の収入の一部の返還で足りるものとされている。

このような法78条1項の趣旨、同項と法63条の要件及び効果の差異、特に、法78条1項の要件と刑罰法規である法85条1項本文の構成要件とが同一文言によって規定されていることからすれば、上記「手引」にもあるように、法78条1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法63条を適用すべきものと解するのが相当である。そして、申告等にあたり明らかに作為を加えた場合や虚偽の説明を行ったような行為のように、事実を故意に隠蔽したものと評価できることが明確な場合ではなく、本件のように、申告について不作為があって保護の実施機関の課税調査等により収入が判明した場合、被保護者の収入未申告等の行為が事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為に当たるかどうかは、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて検討すべきである。（参照、神戸地判平成30年2月9日賃金と社会保障1740号17頁）

この点については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長

通知」という。)の「2 法第78条に基づく費用徴収決定について」において、法第78条1項を適用すべきか否かを判断するための基準が示されている。

具体的には、①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」には法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うべきというものである。

他方、課長通知は、「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」には法63条の適用が妥当であるとする。

課長通知に示されている、審査請求人に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合であり、かつ、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められる場合とは、行為者の目的等の主観的事情及び当該行為が行われた際の具体的状況に鑑みて、事実を故意に隠蔽したものと評価できる行為には当たらないと判断すべきことが明白である場合に他ならず、したがって、法63条が適用されることになる。

本件が、そうした場合に該当するかどうかについて以下判断する。

2 本件について

(1) 審査請求人に不当に受給しようとする意思がなかったといえるか

審査請求人は、令和2年3月18日に、審査請求人名義の口座に、株式会社○から給与6,300円、交通費500円の合計6,800円が、同月26日に、審査請求人名義の口座に、株式会社○から給与6,300円、交通費500円の合計6,800円が、それぞれ振り込まれたところ、資産申告書の申告に際し、令和2年7月15日付けで、上記収入を、任意に福祉事務所に申告していることが認められる。

つまり、本件処分の対象となった収入は、課税調査等により発覚したものではなく、審査請求人の任意の申告により判明したものである。仮に審査請求人に不当に受給しようとする意思があるのであれば、収入について自発的に任意の申告をするということは考えにくいものであるところ、審査請求人が収入について任意に福祉事務所に申告したという事実は、申告した時期が収入を得た日からおよそ4か月程度と隠匿しようとしていたとみなされるほどの長期間経過後ではないということを併せ考えると、審査請求人に不当に受給しようとする意思がなかったことを強く推認させるものである。

また、審査請求人は、上記申告と同時期に、○(自営業)の手伝いを行い、同年5月25日に、26,000円(交通費6,000円)の入金があったことも合わせて申告しているところ、この事実も、審査請求人に不当に受給しようとする意思がなかったことを強く推認させるものである。

さらに、本件処分の対象となった就労収入額は13,600円であるところ、これは基礎控除額の範囲内であり、かつ、審査請求人は基礎控除の範囲内であることを認識していたことが認められる。この事実は、審査請求人が申告をしないことについて経済的なメリットが客観的にはなく、かつ、主観的にもそのことを認識していたことを示すものであり、その後上記認定のとおり収入について任意に申告をしたことと併せ考えると、審査請求人に不当に受給しようとする意思がなかったことを推認させるものである。

以上の各事実より、審査請求人には、不当に受給する意思がなかったと認められる。

この点、課長通知は、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」には法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うべきであるとしているところ、処分庁は、審査請求人に対し、例年、「保護を受給されている方は収入があれば届け出なければならない」「収入があった場合には、必ず申告を行ってください。」などと記載された書類を送付していたと主張する。

しかし、処分庁が上記書類を送付していたとして、それが課長通知①の「文書による指示」に該当すること自体は直ちには否定しないものの、他方で、課長通知は、①に形式的には該当する場合であっても、事後的に被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときには法63条の適用が妥当であるとも述べているのであるから、上記書類を送付したのみをもって、その後の事情（審査請求人の審査請求における主張立証を含む）を何ら斟酌せず、すべて法78条を適用するのは妥当でないことは言うまでもない。

(2) 保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるといえるか

本件処分の対象となった収入は、令和2年3月18日付6,800円及び同月26日付6,800円につき、同年7月15日まで、およそ4か月の間、上記収入を申告しなかったというものである。

審査請求人には、本件処分の対象となった収入を速やかに申告しなければならないという認識自体はあったが、申告の期限が3か月であるという具体的な認識はなかったという事実が認められるところ、審査請求人に明確な申告期限についての認識がなかったのであれば、申告がおよそ4か月後になったとしてもやむを得ないといえる。

また、政府は、新型コロナウイルスの感染が拡大したことから、令和2年4月7日から同年5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とし、同措置は同月21日まで続いた。

当時は、手洗い、消毒の励行、外出自粛や、3密（密閉、密集、密接）回避など「新しい生活様式」への取り組みが始まり、感染防止のため、不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動、夜の繁華街の接待を伴う飲食店やカラオケの利用、3密の懸念のある集会、イベントへの参加の自粛などが呼びかけられていた。

上記事実は、申告が郵送等でできることを踏まえてもなお、審査請求人の届出がおよそ4

か月後になったことについてやむを得ない事情として斟酌しうる事情といえる。

なお、審査請求人は、法29条調査で会社が申告した金額と審査請求人が出勤簿を添付して収入申告した額が一致せず、法第61条の規定に違反しているとして、令和元年12月16日付けで、「生活保護法第27条の規定による指示書」を受けているが、これは本件とは事案が異なるから、この事実についても上記判断を左右しない。

(3) よって、本件処分は、課長通知によったとしても、被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときに該当し、法63条に基づく費用返還請求によって処理されるべきであったところ、法78条第1項に基づいてされた点において、違法である。

(4) 以上より、本件審査請求は、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史